



3 宮与環第47号
令和3年12月23日

与謝野町議会議長 多田 正成 様

宮津与謝環境組合
管理者 城崎 雅文



「令和3年度議会懇談会における要望書」への回答について

令和3年12月2日付け3与議第204号で提出いただきました標記要望書について、下記のとおり回答しますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【宮津与謝クリーンセンター要望事項】

(1) 直接搬入ごみについて、代行で持ち込んだ場合、業者と疑われ時間がかかる。また家族が車に同乗していても同様である。もっとスムーズな対応をお願いしたい。

【回答】

業としてごみを代行搬入することは違法です。したがって、繰り返し搬入されている方については、ご本人のごみかどうか、確認させていただく場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、ご家族が同乗されている場合、ご家族の名前で申請されていれば、スムーズに対応しております。

(2) 直接搬入ごみについて、一般ごみと事業系ごみの取扱いが曖昧ではないか。漁業関係者の発泡スチロールは受け入れてもらえるが、電気店の発泡スチロールは受け入れてもらえない。受け入れてもらえるように是正をお願いしたい。

【回答】

クリーンセンターは一般廃棄物処理施設であり、事業者が事業活動に伴って排出するごみの内、産業廃棄物に該当するものは、原則、受入れはできません。

ただし、事前協議のうえ発泡スチロール等処理可能な品目は、施設の処理能力等の範囲内で、1市2町又業種にかかわらず、共通、公平に受け入れを行っています。